

◎いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身に苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

◎いじめ防止基本方針

いじめは、どこの学校でもどこの子にも起こり得るという危機意識のもと、防止対策を行う。子供の命にかかわる場合も起こり得る。アンテナを高くし、早期発見・早期対応を基本として、保護者、地域および関係機関と連携し、取り組むこととする。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

○いじめに対する児童の理解を深める

日々の主体的な取組への支援を通して、いじめについて深く考え理解し「いじめは絶対許されない」という強い認識をもたせるようにする。

2 児童をいじめから守り、児童のいじめ解決にむけた環境を作る

○いじめられた児童を守る

児童からの情報やいじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に最後まで守り抜く取組を徹底する。

○児童が心を開ける環境を作る

いつでもどこでも誰にでも、自分の思いを伝えることができる環境を確保する。周囲の児童が「言ったら今度は自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員や保護者に伝えた児童を守るとともに、学校には児童の話聞いてくれたり応援してくれたりする人がいることを様々な機会に伝え、児童が安心して日々を過ごすことができるようにする。

3 教員の組織的対応

○全職員で一致協力して継続的に取り組む

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、全教員のいじめに対する共通理解の上、個々のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

いじめ防止対策委員会：校長 副校長 教務主幹 生活指導主幹、関係学年担任、SC、SSW

4 保護者、地域および関係機関と連携した取組

○学校、保護者、地域が具体的に連携する

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域および関係機関等と連携する。保護者は、家庭での話し合い等を通して規範意識を養う指導に努めるとともに、児童をいじめから保護する。いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。学校は、学校評議員会等で、地域に向けいじめ等の取組について情報発信し、的確な情報がスムーズに伝わり対応ができる工夫をしていく。

具体的な取り組み

未然防止

- ◎教員の指導力の向上と組織的対応
 - いじめ防止対策委員会設置
 - 学校いじめ防止基本方針の策定、問題を抱えた児童への積極的な働きかけ
 - 児童理解やいじめ防止のための研修会実施
 - 専門家を招聘した生活指導全体会の実施
- ◎いじめ防止に関する授業の実施と、道徳授業の充実
 - 人権教育・道徳授業等の充実
 - SOS出し方講座や生命の安全教育の実施
 - 学校SNSルールの徹底や情報モラル教育の実施

早期発見

- ◎「見える化」① 子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知
 - 日常的な全教員間における情報共有と児童観察
 - 「長期休業明けの児童生徒の生活に関する調査」等の各種調査の実施、SCの面談
 - SC、SSW等関係機関との連携、相談窓口の周知
- ◎「見える化」② 被害の児童、周囲の児童からのいじめ情報の確実な受信
 - ふれあい月間に行ういじめに関するアンケート調査の実施・分析・活用
 - 児童がいじめを訴えやすい体制の整備
- ◎学校いじめ防止対策委員会による いじめの確実な発見
 - 児童に対する情報の共有、「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見
- ◎保護者・地域との連携
 - 学校だより、学校ホームページ、保護者会の活用
 - SC、SSW等を活用した保護者相談の実施
 - 児童館、学童クラブ、にこにこすくーるとの連携

早期対応

- ◎校内いじめ防止対策委員会を核とした対応
 - いじめの疑いがある情報の報告（校長、副校長、生活指導主任、学年主任）
 - 報告後、直ちに対策委員会を開く。
 - （校長、副校長、教務主幹、生活指導主幹、関係学年担任、SC、SSW）
 - 把握した情報に基づく対応方針の決定 役割分担の明確化
- ◎被害の児童・加害の児童・周囲の児童への取組
 - 被害の児童…安全の確保とSC等を活用した心のケア
 - 加害の児童…組織的な指導と継続的な観察
 - 周囲の児童…情報提供児童の安全の確保
- ◎教育委員会、関係機関との連携
 - 教育委員会への報告 教育委員会・子供家庭総合センターによる支援
 - 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力
- ◎保護者・地域との連携
 - 情報の共有

重大事態への対処

- ◎法第28条に基づく調査 法第30条に基づく再調査
- ◎被害の児童の保護・ケア
 - 全職員の共通理解に基づく見守り体制 家庭訪問と状況把握、心のケア
 - 状況に応じた緊急避難措置の実施
- ◎加害の児童への働きかけ
 - 別室での学習、懲戒や出席停止 関係機関への相談・通報
 - 加害の児童とその保護者に対するケア
- ◎教育委員会・関係機関との連携
 - 教育委員会への報告 警察等の関係機関との連携
- ◎保護者・地域との連携
 - いじめ対策緊急保護者会の開催 PTAの活用 民生・児童委員等との連携